

環大規第205号

平成8年10月18日

都道府県知事及び関係市長 殿

環境庁大気保全局長

有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針の策定について（通知）

大気保全行政の推進については、日頃から御尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年5月9日に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、公布後1年以内の政令で定める日から施行されることとなっています。改正法は、有害大気汚染物質について事業者の自主管理を促進することにより実施可能な排出抑制対策を着実に進めていくことを柱の一つとしており、国や地方公共団体による大気環境モニタリング、早急に排出等の抑制が必要な指定物質対策等とともに、有害大気汚染物質の排出等の抑制に関する事業者の責務やその実施を促進するための各種の情報の提供が規定されています。

改正法の趣旨を踏まえ、当庁及び通商産業省においては、事業者における有害大気汚染物質の自主管理に関し、その透明性を確保しつつ実効を挙げるができるよう、別添1の仕組みを構築して自主管理の促進を図り、前記の諸対策の実施とあわせて大気環境基準の達成等の大気汚染の防止に努めることとしました。

この仕組みに基づき、当庁及び通商産業省が協力して、別添2の「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」（以下「自主管理指針」という。）を作成しました。なお、通商産業省は、別添3のとおり関係事業者団体に通知しています。

ついては、貴職におかれても、事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進について御配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

特に、改正法では、地方公共団体は、事業者が排出抑制等のために必要な措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供に努める旨規定されており、とりわけ今後、工場等の固定発生源の周辺地域において自主管理指針の対象物質について大気環境モニタリングを実施する場合には、必要に応じて測定結果を当該

固定発生源設置者に提供することについて御配意願います。なおこの場合、別添2の別紙に掲げる物質のうち、二硫化三ニッケル及び硫酸ニッケルについては、ニッケル及びその化合物に係る測定結果を提供することで足りることとします。

また、事業者の自主管理の実施状況は当庁及び通商産業省において把握する予定であり、その結果は貴職にも送付したいと考えております。

(別添1)

事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進の仕組みについて

本年5月に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律は、有害大気汚染物質について、事業者の自主管理を促進することにより実施可能な排出抑制対策を着実に進めていくことを柱の一つとしており、国や地方公共団体による大気環境モニタリング、早急に排出等の抑制が必要な指定物質対策等とともに、事業者の排出等の抑制の責務やその実施を促進するための各種の情報の提供が規定されたところ。

この改正法の趣旨を踏まえ、事業者における有害大気汚染物質の自主管理に関し、その透明性を確保しつつ実効を挙げることができるよう、環境庁と通商産業省が協力して下記のような仕組みを構築し、自主管理の促進を図ることとする。

記

- ①環境庁と通商産業省が協力して、「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」を作成し、通商産業省は同指針を事業者団体に通知して自主管理の実施を求め、環境庁は同指針を地方公共団体に通知して自主管理の促進のための協力を求める。
- ②事業者団体においては、指針を踏まえ、事業者における自主管理の計画的実施を促進するために業種ごとの「自主管理計画」を作成する。
- ③事業者においては、自主管理計画を踏まえ、平成11年度末を目途とする客観的排出管理目標等を定めて自主管理を実施し、その達成状況を毎年度評価する。
- ④地方公共団体においては、事業者の自主管理の実施に資するよう、事業者に対して大気環境モニタリング結果の提供に努める。
- ⑤事業者団体は事業者の自主管理の実施状況をフォローアップして、その結果を通商産業省に報告し、環境庁及び通商産業省はその報告を大気環境状況のデータ等とともにそれぞれ中央環境審議会及び化学品審議会に報告した上で、公表する。

(別添2)

事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針

本指針は、有害大気汚染物質の製造、使用等を行う者が実施すべき対策の考え方等を定めたものであり、事業者が自己責任に基づき、本指針に従い有害大気汚染物質の大気への排出（飛散を含む。以下同じ。）の抑制を図ることによって、大気汚染の未然防止に資することを目的とするものである。

1. 対策の基本的考え方

事業者は、別紙の有害大気汚染物質の大気への排出の抑制を図るため、現時点で利用可能な排出抑制技術を活用するとともに、製造工程の変更、代替物質の使用、製品中の対象物質の削減等の適切な対策をとる。

2. 具体的対策

事業者が実施する具体的な対策には、有害大気汚染物質の物質毎に以下の各項目が含まれていること。

(1) 情報の把握、モニタリングの実施等

事業者は、有害大気汚染物質の製造・使用等の状況を把握するとともに、当該物質の物性・毒性情報等の関連する情報を入手し、環境管理部門、購買部門、製造現場等の当該物質を取り扱う関係者に周知すること。また、有害大気汚染物質のモニタリングを適宜行い、当該物質の排出の状況を十分把握し、排出抑制対策の実施に活用すること。この際のモニタリングは、国において定める測定方法を参考にして実施すること。

なお、地方公共団体が事業所周辺でモニタリングを実施している場合には、事業者は、可能な限りその測定結果の活用に努めること。

(2) 客観的目標の設定等

事業者は、その属している業種又は類似した業種において策定されている自主管理計画を踏まえ、有害大気汚染物質の大気への排出抑制対策として、平成11年度末を目途とする排出原単位の低減、排出量の削減等の客観的排出管理目標を定め、その達成状況を毎年度評価すること。

(3) 排出抑制対策の実施

事業者は、排出管理目標の達成を図るため、自主管理計画を踏まえ、現時点で利用可能な排出抑制技術の活用に努めるとともに、製造工程の変更、代替物質の使用、製品中の対象物質量の削減等の適切な対策をとること。

(4) 情報の提供等

事業者は、取引関係がある関係事業者等に対し、有害大気汚染物質についての自主管理の実施の周知・要請、安全情報・技術情報の提供等を積極的に行うこと。

別紙

アクリロニトリル

アセトアルデヒド

塩化ビニルモノマー

クロロホルム (注1)

1,2-ジクロロエタン

ジクロロメタン (注2)

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

1,3-ブタジエン

ベンゼン

ホルムアルデヒド

二硫化三ニッケル及び硫酸ニッケル

注1) 別名 トリクロロメタン

注2) 別名 塩化メチレン

(参考)

事業者の自主管理促進のための指針の対象とする物質について

個々の有害大気汚染物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる別紙の有害大気汚染物質（22種類）が、中央環境審議会答申（平成8年10月18日付け）により「優先取組物質」に選定されたところ。

これらの優先取組物質については、行政において物質の有害性、大気環境濃度、発生源等について体系的に詳細な調査を行う他、事業者に対して排出抑制技術の情報等の提供に努め、事業者の自主的排出抑制努力を促進することとしている。

優先取組物質の中には、まず行政が体系的に詳細な調査を実施し、その実態等の解明が必要な物質も含まれているが、当面、生産・輸入量が多く、大気環境の状況が比較的良好に把握されており、かつ、長期毒性があると認められる以下の12種類については、事業者による自主管理が速やかに実施可能と考えられるため、自主管理促進のための指針を環境庁と通商産業省が協力して作成し、事業者における対策の推進を図るものである。

なお、この12種類以外の優先取組物質については、今後、行政における体系的詳細調査の成果等を踏まえて、指針の対象物質に追加していく予定である。

- ① アクリロニトリル
- ② アセトアルデヒド
- ③ 塩化ビニルモノマー
- ④ クロロホルム（注1）
- ⑤ 1,2-ジクロロエタン
- ⑥ ジクロロメタン（注2）
- ⑦ テトラクロロエチレン
- ⑧ トリクロロエチレン
- ⑨ 1,3-ブタジエン
- ⑩ ベンゼン
- ⑪ ホルムアルデヒド
- ⑫ 二硫化三ニッケル及び硫酸ニッケル

注1) 別名 トリクロロメタン

注2) 別名 塩化メチレン

別紙

優先取組物質

物 質 名	
1	アクリロニトリル
2	アセトアルデヒド
3	塩化ビニルモノマー
4	クロロホルム
5	クロロメチルメチルエーテル
6	酸化エチレン
7	1, 2 - ジクロロエタン
8	ジクロロメタン
9	水銀及びその化合物
10	タルク (アスベスト様繊維を含むもの)
11	ダイオキシン類
12	テトラクロロエチレン
13	トリクロロエチレン
14	ニッケル化合物
15	ヒ素及びその化合物
16	1, 3 - ブタジエン
17	ベリリウム及びその化合物
18	ベンゼン
19	ベンゾ [a] ピレン
20	ホルムアルデヒド
21	マンガン及びその化合物
22	六価クロム化合物

注：金属化合物については、必ずしもそのすべてが長期毒性を有すると確認されているものではないため、今後、科学的知見の蓄積等を図り、個別の化合物の有害性を明らかにしていくことが必要である。

(別添3)

8立局第529号

8基局第763号

平成8年10月4日

関係事業者団体代表者あて

環境立地局長 稲川 泰弘

基礎産業局長 白川 進

事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進について

1. 本年5月に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律においては、有害大気汚染物質について、事業者の自主管理を促進することにより実施可能な排出抑制対策を着実に進めていくことが一つの柱とされました。

このため、有害大気汚染物質に係る大気環境基準の達成等の大気汚染の防止を図る施策の一環として、事業者の自己責任に基づく創意工夫を生かした取り組みを可能とする自主管理の基本的方向を事業者に示すこととし、環境庁と協力して、別添のとおり「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」（以下「指針」という。）を作成しました。（別添省略）

2. この際、「指針」に基づいた事業者による自主管理の実効性を確保するためには、事業者が属する業種に特有の排出抑制対策に必要な知見や情報が各事業者に明らかにされることが必要との観点から、関係業界団体等に対して、自主管理の目標や対策を目安として設定する「自主管理計画」の策定と周知を要請するとともに、その実施状況について関係審議会に報告する等の枠組みを整備し、有害大気汚染物質の自主管理の促進を図ることとしました。

3. ついては、貴団体におかれては、別添の「指針」に従い、同指針の別紙に掲げた対象物質の排出抑制のために必要な「自主管理計画」を策定するとともに、「指針」と合わせて貴団体加盟各社に対して周知し、有害大気汚染物質の自主管理を促進されるようお願いします。

また、貴団体において策定した「自主管理計画」を、可能な限り11月末以前に、通商産業省の貴団体所管担当課へ報告するとともに、平成11年度までの毎年度の同計画の実施状況について、当該年度の翌年度の5月末までに、同所管担当課に報告するようお願いします。

なお、報告された「自主管理計画」等については、関係審議会に報告したうえで、その結果を公表することとしています。

通知事業者団体

社団法人 日本化学工業協会

化成品工業協会

日本試薬連合会

日本界面活性剤工業会

日本火薬工業会

日本ゴム工業会

日本接着剤工業会

クロロカーボン衛生協会

日本フルオロカーボン協会

社団法人 日本エアゾール協会

メタノール・ホルマリン協会

合成樹脂工業協会

工業用熱可塑性樹脂技術連絡会

日本エマルジョン工業会

印刷インキ工業会

触媒工業協会

社団法人 日本芳香族工業会

石油化学工業協会

塩化ビニル工業協会

日本香料工業会

日本アクリロニトリル工業会

日本ABS樹脂工業会

ウレタン原料工業会

ウレタンフォーム工業会

農薬工業会

写真感光材料工業会

酸素協会

日本酸化チタン工業会

社団法人 日本アルコール協会
社団法人 日本鉄鋼連盟
社団法人 日本アルミニウム連盟
社団法人 日本アルミニウム合金協会
社団法人 新金属協会
日本伸銅協会
軽金属製品協会
全国鍍金工業組合連合会
社団法人 日本電線工業会
社団法人 日本表面処理機材工業会
銅箔工業会
全国鉛錫加工団体協議会
社団法人 日本自動車工業会
社団法人 日本自動車部品工業会
日本鑄鍛鋼会
日本金属熱処理工業会
通信機械工業会
社団法人 日本電子機械工業会
社団法人 日本事務機械工業会
社団法人 日本電子工業振興協会
社団法人 日本電機工業会
社団法人 日本産業機械工業会
日本紡績協会
日本化学繊維協会
社団法人 日本染色協会
日本毛整理協会
日本繊維染色連合会
日本金属ハウスウエア工業組合
日本金属洋食器工業組合
日本光学硝子工業会

日本纖維板工業会

硝子纖維協会

日本製紙連合会

社団法人 日本印刷産業連合会

全国楽器協会

社団法人 日本スポーツ用品工業協会

日本靴工業会

日本ゴム履物協会

社団法人 日本釣用品工業会

社団法人 日本コークス協会

社団法人 日本ガス協会

石油連盟

日本鋳業協会

